

の際、地方公共団体の裁量により別枠選考等の措置ができることとしている。

また、独立行政法人都市再生機構賃貸住宅においては、障害のある人を含む世帯に対して、入居者の収入基準の緩和、1階又はエレベーター停止階への住宅変更、新規賃貸住宅募集時の当選倍率の優遇等の措置を講じている。

② 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

民間賃貸住宅を活用した、障害のある人を含む世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を実施している。

また、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が組織する居住支援協議会や居住支援法人が相談・情報提供等、地域の実情に応じた活動を行っているところであり、これらの取組に対する支援を実施している。また、家賃滞納が発生した場合の家賃を保証する家賃債務保証について、適正に当該業務を行うことができる者を登録する家賃債務保証業者登録制度を定め、登録・公表している。

ウ 住宅施策と福祉施策との連携

公的賃貸住宅の整備に際して、障害のある人の生活に関連したサービスを備えた住宅を整備するため、障害者福祉施設との一体的な整備を推進している。

公営住宅については、障害のある人の共同生活を支援することを目的とするグループホーム事業へ活用することができることとしており、公営住宅等を障害のある人向けのグループホームとして利用するための改良工事費について支援している。

また、生活支援サービス付き公営住宅（シルバーハウジング）については、住宅施策と福祉施策の密接な連携の下に供給されているところであり、地方公共団体の長が特に必要と認める場合に、障害のある人を含む世帯の入居を可能とし、その居住の安定を図っている。

民間賃貸住宅については、居住支援協議会や居住支援法人を活用し、障害のある人を含む世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援している。

また、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、市街地再開発事業等において、デイサービスセンター、保育所等の社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を補助対象とし、障害のある人等の生活しやすい市街地環境の形成を図っている（住宅については、第5章第1節も参照）。

（3）自立及び社会参加の促進

障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保等の施策を行っている。

2006年10月から、市町村及び都道府県が創意工夫により地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業を行う地域生活支援事業を実施し、障害のある人の社会参加と自立支援を推進している。

なお、「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）により、身体に障害のある人が公共的施設や不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の同伴について拒んではならないとされた。さらに、2007年度に「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」（平成19年法律第126号）が成立し、2008年4月から、都道府県等が苦情の申し出等に関する対応をすることが明確化され、2008年10月からは、一定規模以上の事業所や事務所において、勤務する身体に障害のある人が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされた。なお、対象となる事業所や事務所については、雇用する労働者の数によって定められており、法定雇用率に応じて、2008年度からは雇用する労働者が56人以上、2013年度からは50人以上、2018年度からは43.5人と規定されたが、一般事業主の障害者雇用率が当面の間2.2%とされたことに伴い、この労働者数を45.5人とする経過措置を設けていた。2021年3月1日、一般事業主の障害者雇用率を当面の間2.2%とすることとされていた経過措置が廃止されたことに伴い、当該経過措置も併せて廃止された。

また、2006年度より都道府県地域生活支援事業において、身体障害者補助犬の育成に対する補

助を実施してきた。2016年度には育成のみならず、理解促進や育成計画の作成等を補助対象に加え、2018年度からは国として推進すべき事業として、地域生活支援促進事業に位置付ける等充実を図っており、全国で事業実施が促進されるよう取り組んでいる。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局においては、身体に障害のある人に対して、より充実した社会生活を円滑に送ることを目的とした自立訓練（機能訓練）を実施している。視覚に障害のある人に対しては、歩行、日常生活、点字、ICT、録音再生機器、ロービジョン（保有視覚機能を最大限に活用するための訓練）等、日常生活や社会生活に必要な訓練を実施している。近年ニーズが増えてきている高齢の視覚に障害のある人への訓練も実施している。重度の肢体不自由のある人に対しては、医学的管理の下に日常生活に必要な機能訓練、日常生活動作訓練、職能訓練、自動車訓練等を実施している。

また、同自立支援局においては、高次脳機能障害のある人に対して、自己の障害の理解を深めながら生活能力を高めることを目的とした自立訓練（生活訓練）も実施している。そこでは、個々の生活状況及び地域での障害福祉サービス利用あるいは復職等の目標に応じ、また目標への円滑な移行ができるように、日常生活訓練やメモリーノート、手順書等を活用した代償手段獲得のための訓練及び支援等を行っている。

さらに、同自立支援局秩父学園においては、知的障害と重複する障害（愛着障害、行動障害、被虐待（疑いも含む）、自閉スペクトラム症）のある入所児童に対して支援を行っている。また、地域の在宅家庭に対しては、就学前児童に対する幼児通園療育事業、小学生に対する発達障害児等デイサービス事業、発達の遅れや偏りが心配な児童と家庭に対する地域子育て支援拠点型事業を行っている。

（４）発達障害児者施策の充実

ア 発達障害の定義

「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）において、「発達障害」は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの等と定義されている。

イ 発達障害者支援の推進

① 発達障害者支援の体制整備

厚生労働省においては、乳幼児期から高齢期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備、困難ケースへの対応や適切な医療の提供を図るため、地域生活支援事業の「発達障害者支援体制整備事業」の中で、都道府県等が地域支援の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村、事業所等への支援や医療機関との連携を強化することを推進している。2022年度は、市町村や事業所等が抱える困難事例への対応を更に促進するため、発達障害者地域支援マネジャーの配置体制を強化することとした。

また、厚生労働省では、「発達障害者支援法」の一部改正を受け、2017年度から発達障害のある人やその家族等をきめ細かく支援するために、都道府県等が「発達障害者支援地域協議会」を設置し、市町村又は障害保健福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況を検証することを支援している。